

表12 神武時代の復元年代

2009/06/17 改訂  
2008/10/28 by marishi

記 載 値				記載事項	復 元 値				参 考 660基準
年代 西暦	年代 神武暦	年令 711基準	年次 (神武暦)		復元事項	在位 635基準	年令 660基準	年代 二二ギ暦	
前822	-162		前162		(二二ギ暦元年)		-162		1
前821	-161		前161				-161		2/1
前797	-137		前137		二二ギ暦元年	-162	-137	1	
711	-51	1	前51	神武誕生		-76	-51		
697	-37	15	前37	神武立太子15歳		-62	-37		
667	-7	45	前7	神武東征45歳		-32	-7		
663	-3	49	前3	神武東征再開49歳		-28	-3		
661	-1	51	前1	神武東征終了51歳		-26	-1	137	162/161
<b>660</b>	<b>1</b>	<b>52</b>	神武1	<b>神武即位52歳</b>	<b>神武誕生1歳</b>	-25	<b>1</b>	<b>137</b>	<b>162</b>
646	15	66	神武15		神武立太子15歳	-11	15	151	
642	19	70	神武19		神武東征19歳	-7	19	155	
638	23	74	神武23		神武東征再開23歳	-3	23	159	
636	25	76	神武25		神武、五十鈴媛を妃に	-1	25	161	
<b>635</b>	<b>26</b>	<b>77</b>	神武26		<b>神武即位26歳</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>162</b>	
634	27	78	神武27			2	27/26	162	
632	29	80	神武29	神武29の時、綏靖誕生		4	29/27	163	
628	33	84	神武33	綏靖5の時、安寧誕生		8	33/29	165	
619	42	93	神武42	綏靖立太子14歳		17	42/34	170	
610	51	102	神武51			26	51/38	174	
609	52	103	神武52		<b>神武崩御127/27歳</b>	27	52/39	<b>175</b>	
608	53	104	神武53	安寧立太子21歳		28	53/39	175	
607	54	105	神武54	綏靖即位26歳		29	54/40	176	
605	55	106	神武55		綏靖23歳(176年実空位1年)	30	55/40	176	
605	56	107	神武56		綏靖24歳(同上)	31	56/41	<b>177</b>	
604	57	108	神武57		綏靖即位25歳	32	57/41	177	
600	61	112	神武61	(綏靖33歳)	綏靖30歳	36	61/43	179	
599	62	113	神武62			37	62/44	180	
598	63	114	神武63			38	63/44	180	
597	64	115	神武64		綏靖33歳崩御、安寧29歳即位	39	64/45	<b>181</b>	
595	66	117	神武66		安寧元年	41	66/46	<b>182</b>	
591	70	121	神武70			45	70/48	184	
589	72	123	神武72			47	72/49	185	
588	73	124	神武73		安寧崩御38歳	48	73/49	<b>185</b>	
586	75	126	神武75			50	75/50	186	
585	76	127	神武76	神武崩御127歳		51	76/51	187	

注1) 二二ギ暦は、西暦と同じである。(二二ギ元年=西暦元年)

注2) 復元値の年令は、26歳以上は二倍暦である(二倍暦の年令/実年令)。年代は二倍暦を解消した実年代。

注3) 神武崩御年は復元年次27の175年を採用する。

注4) 神武52年次に崩御の後、3年間の空位がある。このため、綏靖の年齢を3年減じる。詳細は、「表12-1 神武～崇神復元年代の詳細」を参照。